

## ～平成30年度 法テラス業務実績速報～

### 理事長からのメッセージ

日本司法支援センター（法テラス）は、本年4月10日に設立13周年を迎えました。

平成30年度も、国民の皆様の司法アクセスを支える法テラスの業務においては、改正刑事訴訟法の施行への対応や、相次いだ大規模災害の被災者の方々への支援等に取り組み、各分野での御利用が広がりました。

情報提供業務では、本年1月に、法テラス・サポートダイヤルの御利用件数が、業務開始以来の累計で400万件を超えました。

民事法律扶助業務では、平成30年7月豪雨の被災者の方々に対し、総合法律支援法の規定による無料法律相談を実施する（実施期間は令和元年6月27日まで）など、相次いだ自然災害の被災者の方々の支援に取り組むとともに、平成30年1月に運用を開始した認知機能が十分でない高齢者・障がい者を対象とした法律相談援助の適切な実施に努めました。

犯罪被害者支援業務においても、同じく平成30年1月に運用を開始したDV・ストーカー・児童虐待の被害者の方々を対象とした法律相談援助の円滑な実施に取り組みました。

国選弁護等関連業務においては、平成30年6月の改正刑事訴訟法施行により、国選弁護制度の対象事件が勾留状の発せられた全ての被疑者に拡大されたことに伴う業務量の大幅な増加に適切に対応しました。

この他、司法ソーシャルワークによる様々な分野の関係者との連携の強化・拡大にも注力してきました。

今後も、外国人材の受け入れ拡大等を始めとする社会の変化や、多様化するニーズに適切に応えられるよう、引き続き、法テラスの業務の充実を図っていきたいと考えております。

### ～平成30年度の主なトピック～

- ① 法律相談援助や代理援助の利用件数が設立以来最多（資料①）
- ② 高齢者やDV被害者等を対象とした援助制度の運用が本格化（資料②）
- ③ 被疑者国選弁護制度の対象事件拡大後、受理件数3割増（資料③）
- ④ 相次いだ大規模災害への対応（資料④）

～平成 30 年度の主なトピック～

**1 法律相談援助や代理援助の利用件数が設立以来最多 (資料①)**

○法律相談援助（法テラス震災特例法に基づく相談援助件数を含む）の件数が、平成 18 年の業務開始から、毎年度、連続して増加し、平成 30 年度は過去最多の約 37 万件となりました。

○民事裁判等手続に関して、代理人となる弁護士・司法書士費用（実費・報酬など）の立替えを行う代理援助の件数が、平成 30 年度は約 11 万 6000 件となり、こちらも設立以来過去最多となりました。

**2 高齢者や DV 被害者等を対象とした援助制度の運用が本格化 (資料②)**

改正総合法律支援法に基づく下記①②の援助の運用開始（平成 30 年 1 月）から 1 年が経過しました。

- ① 認知機能が十分でない高齢者・障がい者等の方々を対象とした「特定援助対象者法律相談援助」
- ② DV・ストーカー・児童虐待の被害にあわれているの方々を対象とした「DV等被害者法律相談援助」

**3 被疑者国選弁護制度の対象事件拡大後、受理件数 3 割増 (資料③)**

平成 30 年 6 月の改正刑事訴訟法の施行により、被疑者国選弁護制度の対象について、二度目となる拡大がなされ、勾留状が発せられた全ての被疑者が対象となりました。その結果、法テラスにおける被疑者国選弁護事件受理件数が、昨年度同月比で約 1.3 倍に増加しました。

**4 相次いだ大規模災害への対応 (資料④)**

平成 30 年度は、大阪北部地震や平成 30 年 7 月豪雨、北海道胆振東部地震など、大規模災害が相次ぎました。法テラスは、改正総合法律支援法により新設された大規模災害の被災者に対する無料法律相談の実施等により、被災者の方々への支援に努めました。

～平成 30 年度の法テラスの動向～

- 平成 30 年 4 月 10 日 新理事長に板東久美子（元消費者庁長官）が就任
- 平成 30 年 6 月 1 日 被疑者国選弁護の対象が全勾留事件に拡大
- 平成 30 年 7 月 14 日 「平成 30 年 7 月豪雨」の被災者に対する「無料法律相談」開始
- 平成 30 年 9 月 7 日 「北海道胆振東部地震」の発生を受け、支援に関する情報提供開始
- 平成 31 年 1 月 5 日 法テラス・サポートダイヤルの累計利用件数が 4 0 0 万件突破

～平成 31 年度の法テラスの動向～

○ 多言語情報提供サービスに、新言語追加！

4 月 1 日から、日本語が話せない方への情報提供サービス（多言語情報提供サービス）にネパール語とタイ語が追加され、合計 9 か国語での対応が可能になりました。（対象言語）英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語、ネパール語、タイ語

**資料① 民事法律扶助の実績（速報値）**

平成 18 年度の設立初年度は約 65,000 件であった法律相談援助は、東日本大震災による法テラス震災特例法の施行（以下、「震災特例法」）の影響もあり、平成 24 年度に初めて 30 万件を超えました。

平成 30 年度は過去最多の約 37 万件に達し、震災特例法に基づく相談援助を除いた法律相談援助件数は 314,418 件で前年比約 4%増、代理援助・書類作成援助（※）件数は合計 119,357 件で約 0.3%増となりました。都道府県別の相談件数をみると、広島県が前年比 54%増と、最も増加しており、続いて岡山県や愛媛県となっています。法律相談援助における相談内容の内訳は、表 1 のとおりであり、自己破産、離婚等に関する相談が多くなっています。

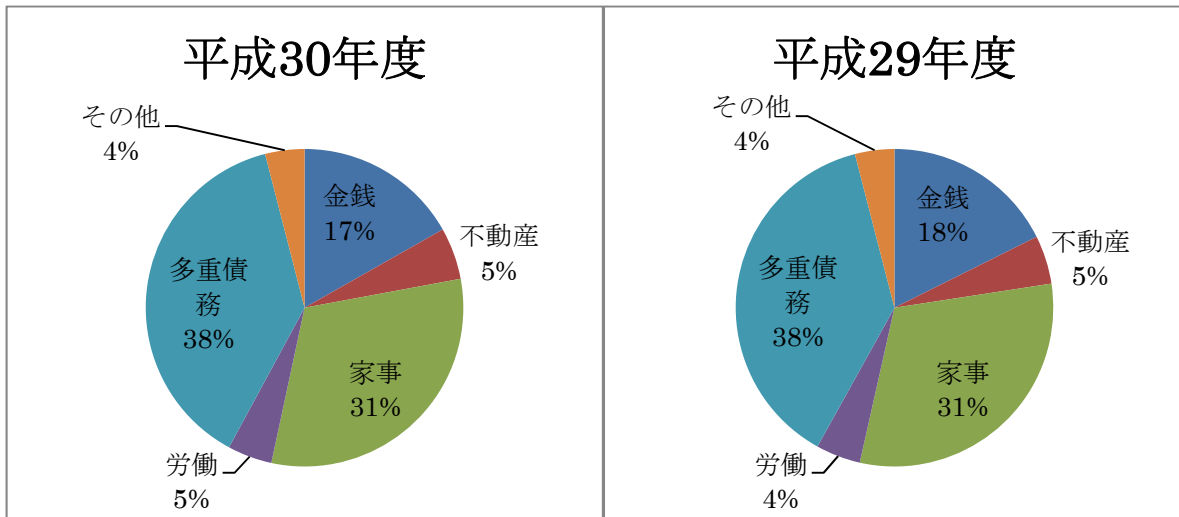
※代理援助…民事裁判等手続に関して、代理人となる弁護士・司法書士費用（実費・報酬など）の立替えを行うもの。

※書類作成援助…民事裁判等手続に必要な書類の作成のための弁護士・司法書士費用（実費・報酬など）の立替えを行うもの。

★法律相談件数：昨年度比伸び率トップ 5

	地方事務所 (都道府県)	昨年比 (%)	平成 30 年度 (件)	平成 29 年度 (件)
1	広島県	154.4	12,752	8,259
2	岡山県	130.2	4,978	3,822
3	愛媛県	124.7	3,024	2,425
4	高知県	119.1	2,637	2,214
5	和歌山県	114.3	2,869	2,509

★表 1 相談内容（昨年度比）



**資料② 特定援助対象者法律相談援助と DV 等被害者法律相談援助の実績**

平成 30 年 1 月の運用開始した援助制度の内容と、平成 30 年度の実績（速報値）等を御紹介します。

**1. 特定援助対象者法律相談援助（対象：認知機能が十分でない高齢者・障がい者等）**

**【背景と援助のポイント】**

認知機能が十分でない高齢者や障がい者等の方々の中には、近隣に居住する親族がいないなどの理由により、法的問題を抱えていても、自ら法的サービスを受けるために行動をすることが難しい方がいます。そうした方々の法的問題を解決するため、本援助は、地域包括支援センターなど御本人を支援する福祉機関等からの申入れに基づき、弁護士や司法書士による出張法律相談を実施するものです。

**【実績】**

平成 30 年度（平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月）の本援助の実施件数は 570 件となっています。本援助における相談内訳は以下のとおりです。

相談実施件数	多重債務事件	成年後見等 (保佐・補助)	金銭事件 (損害賠償など)	家事事件 (離婚、相続など)	その他
570 件	206 件	236 件	61 件	42 件	25 件
100%	36.1%	41.4%	10.7%	7.4%	4.4%
一般の民事法律 扶助制度の割合	38.0%	1.0%	17.0%	31.0%	4.0%

**2. DV 等被害者法律相談援助（対象：DV・ストーカー・児童虐待の被害者）**

**【背景と本援助のポイント】**

DV、ストーカー、児童虐待は、深刻な被害へと急速に進展する危険性が高く、早い段階で弁護士による助言が必要な場合があります。そのため、本援助は、刑事に関するものも含め、DV・ストーカー・児童虐待の被害を現に受けている疑いがあると認められる方に対して、速やかに、被害の防止に必要な法律相談を実施するものです。

**【実績】**

平成 30 年度（平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月）の本援助の実施件数は 800 件となっています。本援助における相談内訳は以下のとおりです。

相談実施件数	DV	ストーカー	児童虐待
800 件	668 件	106 件	26 件
100%	83.4%	13.3%	3.3%

### 資料③ 被疑者国選対象事件の拡大の影響（速報値）

#### 【1 国選弁護制度拡大の経緯】

被疑者国選弁護制度とは、勾留された被疑者が貧困等の理由で自ら弁護人を選任できない場合に、国が弁護人を選任する制度です。

法テラスは、平成 18 年 10 月の同制度開始当初から、国選弁護事件に関し、以下の業務を行っています。

- ①国選弁護人になろうとする弁護士との契約の締結
- ②個別の事件における国選弁護人候補者の指名及び裁判所等への通知
- ③報酬・費用の算定や支払など

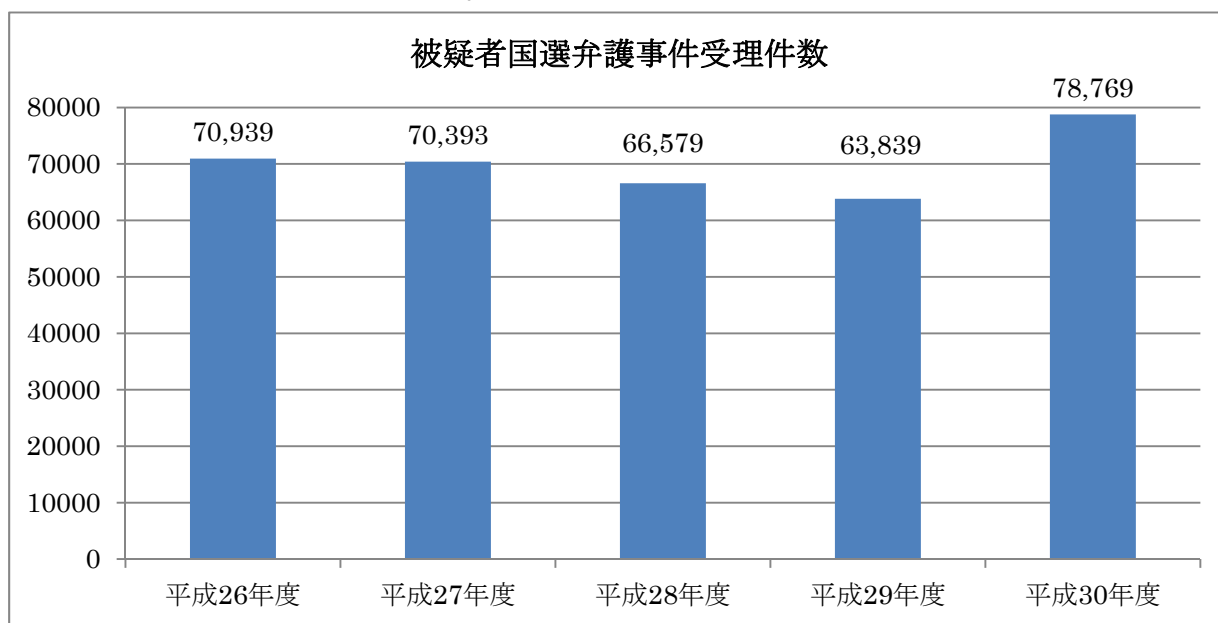
制度開始時点における被疑者国選弁護の対象事件は、殺人や現住建造物等放火等の重大事件に限られていましたが、その後、二段階に分けて対象事件が拡大し、平成 30 年 6 月 1 日には、それまで対象外であった暴行・住居侵入・迷惑防止条例違反なども含め、勾留状が発せられた全ての事件が対象となりました。

#### 【2 拡大前と拡大後の比較】

被疑者国選弁護事件受案件数は、勾留状発付人員の減少もあり、平成 24 年度以降、減少傾向で推移していました。

しかし、平成 30 年 6 月の対象拡大後は、各月前年同期比で約 1.3 倍に増加しており、本年度の総受案件数は、昨年度比約 1.2 倍で過去最高となりました。

法テラスとしては、関係機関との連携を強化するなどして、これまでどおり迅速な指名通知業務ができるよう体制整備に努めています。



**資料④ 法テラスの災害支援（速報値） ～平成 30 年 7 月豪雨など～**

**【1 災害対応に関する法整備】**

平成 23 年に発生した東日本大震災での経験等を踏まえ、より迅速に災害の対応にあたるため、平成 28 年に総合法律支援法が改正されました。具体的には、著しく異常かつ激甚な非常災害であって、被災地において法律相談を円滑に実施することが特に必要と認められるものとして政令で指定された大規模災害の被災者を対象に、災害発災時に指定地区に住所、居所、営業所又は事務所を有していた国民等であれば、どなたでも無料で相談を受けられるようになりました。

この改正により、法テラスは、大規模災害の発生時に特例法の制定等を待つことなく、政令で指定された災害の被災者に無料法律相談を実施できるようになりました。この制度は、平成 28 年の熊本地震や、平成 30 年 7 月豪雨に適用されています。

**【2 平成 30 年 7 月豪雨における被災各地の相談件数（★1・★2）】**

今回の豪雨災害では、土砂崩れや豪雨による不動産の被害に関する相談のほかにも、例えば、被災による住宅の建て替えで二重ローンを抱えたという相談や、災害に伴い解雇となったという相談、災害に伴う保険金の認定・支払に関する相談など多岐にわたっています。

**【3 災害支援に関するその他の支援内容】**

改正総合法律支援法に基づく支援のほかにも、①法テラス・サポートダイヤルでの電話やメールによる問合せへの対応や、②法テラスのホームページにおいて、災害の対応に特化した特設ページを設け、役立つ法制度や支援に関する情報等を、よくある問合せとその答えにまとめるなどして公開しています。

**① 法テラス・サポートダイヤルにおける支援状況**

法テラス・サポートダイヤルでは、災害に関する問合せを電話やメールで受け付け、情報提供しています。

平成 31 年 3 月末までに、平成 30 年 7 月豪雨に関しては 555 件、北海道東部胆振地震に関しては 117 件の情報提供を行いました。いずれも住まいや不動産に関する問合せが最も多くなっています。

**② 法テラスのホームページでの支援状況**

法テラスホームページにおいて、災害発生後速やかに支援情報を公開し、平成 30 年 7 月豪雨については 7,000 回、北海道胆振東部地震については 4,000 回を超える閲覧数となっています。特に、北海道胆振東部地震はその後余震が続いたこともあり、閲覧数の増加が続いています。

★1 平成 30 年 7 月豪雨における被災各地の法律相談件数

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
京都	3	12	27	88	70	96	73	131	126	626
兵庫	0	16	5	7	10	7	4	0	2	51
姫路	18	90	75	82	95	64	67	79	71	641
三重	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
岐阜	14	81	62	70	85	66	68	79	80	605
広島	208	663	876	1,036	981	1,066	900	1,020	1,155	7,905
山口	6	14	4	16	15	12	13	8	17	105
岡山	38	279	309	256	273	235	146	215	193	1,944
鳥取	0	22	40	64	62	70	59	70	83	470
島根	0	3	5	0	1	0	4	1	6	20
福岡	0	1	3	0	1	0	2	2	1	10
福島	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
高知	1	8	33	20	29	23	27	43	28	212
愛媛	3	38	18	30	40	31	20	35	32	247
合計	291	1,228	1,457	1,670	1,662	1,670	1,383	1,683	1,794	12,838

★2 平成 30 年 7 月豪雨における被災者法律相談内容内訳

